

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（中部経済産業局所管分）に関する意見の募集について（令和8年8月報告分）に対する意見への回答

<意見募集期間：令和8年9月3日（木）～令和8年10月2日（金）>

N o .	御意見	御意見に関する回答
1	1 意見の趣旨 指定の解除を判断するに当たり、解除基準の形式的な充足のみをもって「指定の理由がなくなった」と認めるべきではない。旧簡易ガス団地では、既存需要家が他のガス小売事業者や他燃料へ実際に切り替えられる環境が乏しい場合が多い。解除後に経過措置料金規制が外れると、料金が急激に上昇するおそれがある。このため、解除の可否は、既存需要家の実質的な選択可能性と、解除後の料金変動に対する監視・説明の仕組みを確認したうえで判断すべきである。 2 意見の理由 本件は、ガス小売全面自由化後も需要家の利益を保護するため、競争が十分でない旧簡易ガス団地に経過措置として料金等の規制を残してきた指定を、解除しようとするものである。解除基準は、事業者シェア、直近3年間の需要家獲得件数、小売料金の連続下落および自由料金メニューへの移行状況などを指標としている。 しかし、旧簡易ガスの供給地点は、団地単位の導管により供給される小規模な地点であることが多い。この場合、次の事情が重なりやすい。 第一に、他のガス小売事業者が同一地点へ新たに導管を敷設して供給することは、費用対効果の面から現実的でないことが多い。 第二に、他燃料（個別のLPGガスや電化等）への転換は、機器の入替え、配管工事、集合住宅における管理組合や賃貸人の同意など、既存需要家にとって負担が大きい。 第三に、新規採用件数や自由料金メニューへの移行件数は、新築・転入・事業者側の営業活動の影響を受けやすく、既に当該地点でガスを使い続けている需要家の選択の自由度を十分に示さない。 したがって、解除基準のいずれかに該当したとしても、既存需要家にとって「適正な競争関係が確保されている」とは直ちに言えない。経過措置料金規制は、こうした地点で不当な値上げを抑える最後の手段である。規制を外した後に、原料費の変動を超える急激な値上げや、経過措置メニューと実質同内容の自由料金への誘導が起されれば、需要家保護の趣旨が損なわれる。 よって、指定解除の判断に当たっては、少なくとも次を確認し、確認できない地点は解除を見送るか、解除時期を遅らせるべきである。 (1) 当該地点の既存需要家が、工事負担や契約上の制約なく、他燃料または他の小売メニューへ実際に切り替えられること。 (2) 解除後も一定期間、平均単価の急激な上昇がない監視し、需要家へ料金改定の原因を事前に分かりやすく説明する体制があること。 (3) 経過措置料金メニューと実質的に同一の自由料金へ需要家を移す運用がないこと。 以上のとおり、解除基準の数値充足だけを理由に指定を解除することは、旧簡易ガス団地の需要家保護として不十分である。実質的な選択可能性と解除後の料金監視を確認したうえで判断されたい。	ガス小売自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則です。 一方で、指定旧供給地点の指定解除にあたっては、適正な競争関係が確保されているかどうかを判断の基準としています。 解除の判断を行う際には解除基準を形式的に満たしていても、必ずしも適正な競争環境が確保されているとは評価できないケースもあることから、消費者から広く意見を募集するパブリックコメントや電力・ガス・熱供給の自由化にあたり市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された電力・ガス取引監視等委員会へ意見を聴取するなど、適正な競争関係が確保されているかどうかについて、総合的な評価を行うこととしています。 また、指定が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間の「特別な事後監視」や全てのガス小売事業者の小売料金水準の確認等を行う「一般的な市場監視」により、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか等を確認することで需要家利益の保護に努めてまいります。
2	本指定解除案の公表および意見募集にあたり、生活に不可欠なエネルギーインフラのあり方、ならびに事業者による不当な値上げ・囲い込みに対する強い警戒感から、以下の通り意見を提出いたします。 1．生活インフラ事業者のやりたい放題・不必要な値上げに対する厳格な監視監督 ガス・電力等のエネルギーは、国民・地域住民が生命と生活を維持するために片刻たりとも欠かせない「最優先の生活必需インフラ」です。 指定解除によって料金規制の枠組みから外れることを口実に、事業者が不透明なコストを転嫁し、不必要な値上げや超過利潤（過剰な儲け）を得るようなやりたい放題を断じて容認してはなりません。 行政におかれては、指定解除後も事業者の料金設定や利益率、コスト構造を継続的かつ厳格に監視・監督し、地域住民の家計を圧迫する不当な価格吊り上げを徹底的に抑止すべきです。 2．他事業者への移行を阻む「囲い込み戦略」の厳格禁止 簡易ガス事業者が自由化や指定解除に乗り、解約違約金や不透明な設備費用の清算、他社移行への嫌がらせ等によって利用者を不当に縛り付ける「囲い込み（ロックイン）戦略」を絶対許さないでください。ユーザーが自由に最適なインフラを選択できる公正な環境の維持と、弱者保護の徹底を強く求めます。	ガス小売自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則です。 一方で、指定旧供給地点の指定解除にあたっては、適正な競争関係が確保されているかどうかを判断の基準としています。 また、ガスの小売営業に関する指針では需要家による契約の解除を不当に制限することも問題となり、不当に高額な違約金等を設定すること、解除の申出に正当な理由なく速やかに応じないこと、解除手続を明示しないことなどが具体例として示されています。指定が解除された場合であっても、解除後3年間の「特別な事後監視」や、全てのガス小売事業者を対象とする「一般的な市場監視」により、小売料金の状況等を継続的に確認し、需要家利益の保護に努めてまいります。